

評価結果反映報告書

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの令和2年度評価結果における主な反映状況

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第29条に基づく評価結果の業務運営の改善等への反映状況については、以下のとおりである。

| 令和2年度評価<br>総評「改善・充実を求める事項」  | 令和3年度の業務運営等への反映状況  |
|---|--|
| <p>(1) コロナ禍における経営状況を踏まえ、医業収入を確保するための取組や更なるコスト削減に向けた取組が求められる。</p> <p>(2) 患者や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患する事態が断続的に発生したことにより、外来・入院及び救急診療について一部制限せざるを得ない状況となった。医療機関として、より高い次元での感染症対策が求められることから、クラスターの再発防止など院内の感染防止対策の更なる強化が求められる。</p> | <p><b>(1)への反映状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員確保や医療機器の導入に合わせ、4月に「医師事務作業補助体制加算1(20対1)」、「急性期看護補助体制加算(25対1)」等、5月に「画像誘導放射線治療(IGRT)」、「体外照射呼吸性移動対策加算」等、11月に「経皮的下肢動脈形成術」等、12月に「コーディネート体制充実加算」、1月に「持続血糖測定器加算」等を取得するなど、新たな施設基準を取得</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、臨時的な取扱いによる「ハイケアユニット入院医療管理料2」を体制整備し、新型コロナ下においても着実な収入を確保</li> <li>・ 材料費については、必要性や安全性、使用実績等を考慮しながら、ベンチマークシステムを活用した効果的な価格交渉や、安価な製品への切替、院内各組織の情報を活用し診療材料等の償還状況のチェックなどを図り、費用削減を実施</li> <li>・ ベンチマークシステムの一層の活用、診療科医師との連携により、後発医薬品の採用及び医薬品費の削減を推進</li> <li>・ 決算状況も踏まえながら、令和4年度予算の編成に当たり、材料費について約2.3億円の削減を実施</li> </ul> <p><b>(2)への反映状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急入院を受け入れるに当たり、PCR検査や抗原検査の実施による感染対策ルールを定め、院内クラスターの発生防止を徹底</li> <li>・ 院内の新型コロナ感染拡大防止のため、正面玄関及び時間外入口に体温測定カメラ及び非接触式の体温計を設置し、来館者全員の体温測定を徹底</li> <li>・ 職員の新型コロナ感染防止の観点から、定期抗原検査の実施と職員専用ダイヤルを導入し、感染の早期発見と拡大防止に努め、事業継続体制を整備</li> </ul> |

<裏面あり>

**【参考】地方独立行政法人法**

**第二十八条** 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 (略)

**第二十九条** 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。